

2020年5月29日

消費者庁消費者政策課

消費者基本計画工程表素案に関する意見募集担当 御中

東京消費者団体連絡センター

「消費者基本計画工程表」素案に関する意見

	ページ	意見
全体を通して 工程表の構成について	—	工程表は、どの府省庁等がいつまでに、何を実施するのかを明らかにするために年度ごとの具体的な取組を記載していますが、一部施策を除き年度ごとの工程が示されていません。施策を進めるための年度ごとの取組を記述してください。
I (1) ③ウ国民生活センターにおける商品テストの実施	20	地方公共団体からの商品テスト依頼への対応率は平成30年度に100%を達成しています。100%を継続することは必要ですが、商品テスト結果の公表と消費者への注意喚起等の施策がありません。テスト結果の活用について記述してください。
I (1) ④ウ食品安全に関するリスク管理	27	HACCP導入については、特に中小の事業者に対して都道府県も相談、指導などの事業を行い支援しています。HACCPを導入した事業者数をKPIの項目に追記してください。
I (1) ④オ放射性物質に関する消費者理解促進	30	今後、福島第一原発のALPS処理水の取り扱い次第では、風評被害が再び大きくなる可能性があります。目標は評価できますが具体的な取組内容が不明確です。今でも山菜の中にはコシアブラなどのように汚染の数値が食用不可のものが出ています。消費者とのリスクコミュニケーションでは実際の数値を示し、消費者が現状を正しく認識することが風評被害払拭につながると考えます。今後の取組予定に消費者とのリスクコミュニケーション追記してください。
I (2) ①ア特定商取引法等の執行強化等	38	消費者庁において「特定商取引法及び預託法の制度の在り方に関する検討会」で見直しの検討が進んでいます。目標、今後の取り組み予定に法改正を視野に入れた記述を追記してください。

I (2) ①ウ消費者契約法の見直しに向けた対応	41	KPI,目標の消費者契約法の認知度を上げる対象が消費者だけと読み取れます。事業者が消費者契約法を認識して消費者と契約することが消費者被害防止に不可欠であると考えます。事業者に対しても消費者契約法を周知徹底することを追加してください。また、改正に向けた検討が進んでいることから法改正の年度を明記してください。
I (2) ⑤イ健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化	76	消費者は機能性表示食品を含め、各種効能を謳った健康食品の表示や広告を信用して安易に購入する傾向があります。健康被害の発生を防ぐためにも消費者ヘリスクを含めた情報発信を強化することを追記してください。
I (2) ⑥詐欺等の犯罪の未然防止、取り締まり 【新規】 給与ファクタリングの取り締まり推進	—	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減る人が増える中、給与の前借をうたった「給与ファクタリング」の被害が急増しています。ヤミ金融による消費者被害であることの周知と、金融庁、警察等との連携で取り締まりを推進する項目を立て、取組んでください。
I (2) ⑦ア JIS 規格等の国内・国際標準化施策の実施	94	消費者が商品を選択する際に参考になるのがユニットプライス（単位価格表示）です。しかし、ユニットプライスについては一部の自治体だけが条例を設け実施している状況です。2018年には国際規格（ISO21041）が発行されましたが国内の JIS 規格制定に向けた動きが見えてきません。制定に向け今後の取組予定に年度ごとの取組内容を明記してください。
I (4) ①消費者団体訴訟制度の推進	119	広く消費者の利益を守るために事業者の不当な行為に対して申し入れ等を行い是正、改善を引き出す活動をしている適格消費者団体は会費と寄付で運営されています。取り扱う事案は一行に少なくならず、活動は弁護士、消費生活相談員のボランティアで支えられています。国による財政支援の必要性は言われ続けてきました。第4期消費者基本計画の期間内にそのことが実現するように今後の取組予定に追記してください。
II (2) 環境の保全に資する消費者と事業者との連携・協働	—	海洋汚染の原因物質にマイクロプラスチックがあります。海洋に流れ出たプラスチックが段々に細かい断片になる二次マイクロプラスチックと工業用研磨剤や洗顔料、歯磨きなどに入っているスクラブが一次マイクロプラスチックと

<p>【新規】マイクロプラスチックの発生抑制</p>		<p>呼ばれるものです。一次マイクロプラスチックの代替品の研究を産官学の協働で進め、消費者へは発生抑制に資する情報発信等を盛り込んだ項目を追加してください</p>
<p>Ⅲ（１）①イ デジタル・プラットフォームを介した取引における消費者利益の確保</p>	<p>157</p>	<p>消費者が利用するオンライン取引は拡大傾向にあり、CtoC取引も盛んに行われています。同時に消費者トラブルも起きており消費者委員会の「オンラインプラットフォームにおける取引の在り方に関する専門調査会」において相談事例が紹介されました。今後の取組予定では、消費者庁の「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等における検討会」の検討結果の取りまとめと環境整備とありますが、検討結果を消費者に周知することと消費者がオンライン取引を行う際に留意することなど注意喚起を追記してください。</p>
<p>Ⅲ（１）②ア情報信託機能の社会実装・普及に向けた施策の推進</p>	<p>159</p>	<p>情報銀行を介した情報の管理が進んでいますが、利用する事業者や消費者の理解の促進とデータ活用の在り方についてルール徹底を呼び掛けることを追記してください。</p>
<p>Ⅲ（３）新型コロナウイルス感染症拡大・災害などの緊急時対応</p>	<p>170</p>	<p>今回の工程表で新型コロナウイルス感染症について項目を立てたことは評価できますが、5年間の間に他の感染症が発生する可能性があります。タイトルを限定的なものにせず「感染症拡大・災害などの緊急時対応」とした方が今後にかせると考えます。</p>
<p>Ⅲ（３）①新型コロナウイルス感染症の拡大等の緊急時における対策の強化</p>	<p>170</p>	<p>新型コロナウイルスが終息していない状況にあることから令和2年度の取組に以下を明記してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害の実態を迅速かつ正確に把握し、被害の未然防止に資する情報を発信する。 ・感染症の蔓延状況や、感染予防に関わる正確でわかりやすい情報を発信する。 ・生活困窮者への支援策に関わる正確でわかりやすい情報を発信する。
<p>Ⅴ（３）①地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等</p>	<p>195</p>	<p>どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられる地域体制の整備は重要です。しかし、2020年4月から相談員は会計年度任用職員扱いとなり、自治体間で処遇の格差が拡大している状況です。地域によっては土曜相談を休止、相</p>

		<p>談日数の削減など相談体制に影響が出ています。今後の取組予定に「相談員の処遇改善」を追記してください。</p>
<p>V（3）①地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等</p>	<p>195</p>	<p>私どもでは毎年、区市町村に消費者行政アンケート調査を行っています。地方消費者行政強化交付金に関しては使いづらいつらの回答をいただいています。また、全国消団連の地方消費者行政充実プロジェクトで都道府県に行った調査でも同様の意見が出ています。地域の事情にあった使い勝手のよい交付金を検討してください。</p>